

平成 21 年

第 4 回市議会定例会 議案第 14 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 12 月 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年函館市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 15 条中「， 第 46 条および第 46 条の 2 （船員である職員に関する部分に限る。）」を「および第 46 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(提案理由)

船員保険法の一部改正に伴い、同法による補償を受けられなくなる船員である非常勤の職員を補償の対象とするため